

正 誤

令和五年三月一日（号外第四十一号）文部科学省告示第十号（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

三四ページ改正後欄中終りから六行目は次のとおり誤り。

一 「略」

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の三の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

同ページ改正前欄中終りから六行目は次のとおり誤り。

一 「同上」

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。

